

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う、「流山市手数料条例の一部を改正する条例（案）」に係るパブリックコメント実施要領

1 目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）」の施行に伴う、「流山市手数料条例の一部を改正する条例（案）」について、市民の皆様のご意見を募集するものです。

2 条例一部改正の背景

平成27年10月5日にマイナンバー法が施行されます。市町村長は、同法に基づき、住民基本台帳に記載された方に対して個人番号を指定し、通知カードにより通知することとされ、また、通知した方の申請に基づき個人番号カードを交付するものと定められています。

通知カード及び個人番号カードの初回交付手数料については、国が費用を負担するため無料で交付することとしますが、各カードの滅失、盗難等の事由により再交付する際の手数料については国の負担はないため有料であるべきものと考えています。

そこで、流山市はこの再交付手数料について、総務省の示す基準額等を参考にして適正な金額設定をすることとしました。

3 条例一部改正の概要

通知カード及び個人番号カードの再交付手数料についての区分、単位及びその金額を、流山市手数料条例に定めるものです。

通知カード再交付手数料	500円/枚
個人番号カード再交付手数料	800円/枚

4 条例の一部改正に係る考え方

通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を徴収することについては、総務省の示す基準額に基づき、適正な金額設定を行い、受益者負担を求めるべきものと考えています。

5 意見を募る対象

市内に住所を有する者

6 意見募集期間

平成 27 年 6 月 22 日（月）から平成 27 年 7 月 21 日（火）必着

7 公表方法及び閲覧場所

広報ながれやま及び流山市ホームページに掲載します。また、市民課（市役所第 1 庁舎 1 階）、情報公開コーナー（市役所第 1 庁舎 2 階）、各出張所、各公民館、南流山センター、おおたかの森センター、生涯学習センター、中央図書館、森の図書館、木の図書館でも閲覧することができます。

8 ご意見等の提出方法

住所、氏名を明記し、ファクシミリ、電子メールによる提出、郵送又は直接書面を市民課又は各出張所窓口にご持参ください。

いただいたご意見に対する市の考え方は、市のホームページで公表します。なお、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

9 問い合わせ及び提出先

〒270 - 0192

流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

流山市役所 市民生活部 市民課

電話番号 04（7150）6075

FAX 04（7150）3309

E-mail shimin@city.nagareyama.chiba.jp